

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
令和元年9月5日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900061号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900045号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和60年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

昭和60年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和60年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の記録によると、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が昭和60年3月31日になっており、請求期間の記録がない。

A社には、昭和60年3月31日まで医師として継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたので、当該期間に係る年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

B社の事務長及び社会保険事務担当者並びに請求期間当時の同僚の回答及び陳述から判断すると、請求者が、同事業所に請求期間も継続して在籍していたことが認められる。

また、B社の回答及び請求者から提出された給与支給明細書から判断すると、請求者が、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、前述の給与支給明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、厚生年金保険の記録における請求者の資格喪失年月日が、厚生年金基金の記録における資格喪失年月日と同じ昭和60年3月31日となっており、社会保険事務所(当時)と厚生年金基金の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を請求者の資格喪失年月日とする厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900069号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900047号

## 第1 結論

請求者のA社における平成27年9月1日から平成28年9月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成27年9月から平成28年8月までは38万円を41万円とする。

平成27年9月から平成28年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成27年9月から平成28年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年9月1日から平成28年9月1日まで

私は、A社での在職中に、同社に係る請求期間について、決定された標準報酬月額が事実と異なることに気付いた。そのため、同事業所に対し、請求期間に係る標準報酬月額の訂正の届出及び正しい保険料額との差額保険料分の控除を申し出たところ、差額保険料分は私の給与から控除されたが、標準報酬月額が訂正されていないので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された給料明細書、A社から提出された請求者に係る給料一覧表及び同社の給与計算事務責任者の陳述により、請求者が、請求期間において、同社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給料明細書等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求内容どおりの報酬月額の訂正の届出を行ったか否かは不明であるが請求内容どおりの厚生年金保険料を納付した旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900074号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900046号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年1月1日から同年2月1日まで

私は、A社に昭和59年4月16日から平成18年9月30日まで勤務しており、請求期間である平成4年1月1日から同年2月1日までの1か月分だけ厚生年金保険の被保険者記録がないことは納得できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

商業登記の記録によると、請求者は、請求期間及びその前後を通じてA社の取締役となっていることが確認できる。

しかしながら、A社の現在の事業主及び請求期間当時に同社の給与計算及び社会保険事務を担当していたとする者は、「請求期間当時、給与及び社会保険の届出等については、当時の事業主が全ての指示を行っていた。」旨陳述しているところ、請求期間当時の事業主は既に亡くなっており、同人に請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除状況について確認することができない。

また、前述のA社の現在の事業主は、請求期間のみ厚生年金保険料を控除しないとは考えられないが、これを確認できる請求期間当時の資料は残っていない旨回答している上、請求者は、請求期間の給与明細書等を保管しておらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は見当たらない。

さらに、前述の請求期間当時の給与計算及び社会保険事務担当者からは、請求者の請求期間に係る具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答は得られない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。